

○北上地区消防組合消防本部自動体外式除細動器パッド助成要綱

平成30年3月15日

消本告示第1号

(目的)

第1 この告示は、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）使用におけるAEDパッドを助成することにより、その施設を把握するとともに、救急事案発生時にAEDの活用を促進し、救命体制の向上を図ることを目的とする。

(対象)

第2 AEDパッドの助成は、北上市又は西和賀町で発生した救急事案で、次の各号のいずれにも該当するものを対象とする。

(1) 北上地区消防組合消防本部のAEDマップに登録された事業所等（以下「登録施設」という。）のAEDを、一般市民に対して使用したとき。

(2) 当消防組合が覚知した救急事案で、使用したことが確認できたとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成の対象としない。

(1) 登録施設において、特定の施設利用者の救護を目的として設置されたAEDで特定の施設利用者に対して使用したとき。

(2) 公共施設に設置されたAEDを使用したとき。

(3) 外国製等のAEDで助成が困難である場合については、別途協議するものとする。

(申請)

第3 登録施設は、AEDの使用が第2第1項に該当する場合、AEDパッド助成申請書（様式第1号）を、消防長に申請することで、AEDパッドの助成を受けることができるものとする。

(決定)

第4 消防長は、前条の規定により申請を受けたときは、その内容を審査し、助成を決定したときはAEDパッド助成決定通知書（様式第2号）を、却下したときはAEDパッド助成却下通知書（様式第3号）を申請者に通知するものとする。

2 消防長は、AEDパッドの助成を決定したならば、AEDパッドを現物支給するものとする。

(費用の返還)

第5 消防長は、助成の申請が虚偽であることを認めるときは、決定を取り消し、助成に要した費用を返還させる等の措置を講ずるものとする。

制定文（平成30年消本告示第1号）抄

平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第3関係）

AEDパッド助成申請書

年 月 日

北上地区消防組合消防本部
消防長 様

団体名.....

所在地.....

申請者.....^印

電話番号.....

AEDパッドの助成について、次のとおり申請します。

施設所在地	
使用日時	年 月 日 時 分頃
使用者の情報	救命講習等資格の有無 有 ・ 無 ・ 不明 ※有の場合、資格の種類（ ）
AEDの情報	メーカー名： 機種名等： パッド種類： 成人用 ・ 小児用 数量：
使用状況	概要：

※ 受付欄	※ 経過欄

※印の欄は記入しないでください。

様式第2号（第4関係）

北消本警第 号
年 月 日

AEDパッド助成決定通知書

様

北上地区消防組合消防本部
消防長



年 月 日付で申請がありましたAEDパッドの助成について、次のとおり決定しましたので通知します。

決定した 助成内容	メーカー名： パッド種類： 数 量：
--------------	--------------------------

様式第3号（第4関係）

北消本警第 号
年 月 日

AEDパッド助成却下通知書

様

北上地区消防組合消防本部
消防長



年 月 日付で申請がありましたAEDパッドの助成について、次のとおり却下しましたので通知します。

却下理由	
------	--